

2024年10月11日

各位

会社名 株式会社 ビーロット

代表者名 代表取締役会長 宮内 誠

(コード番号:3452 東証スタンダード)

問合せ先 TEL. 03-6891-2525

当社従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式として自己株式の処分(以下「本自己株式処分」という。)を行うことについて、決議いたしましたので、お知らせいたします。

## 記

## 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年12月6日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 5,000株
(3) 処分価額	1株につき1,110円
(4) 処分価額総額	5,550,000円
(5) 処分予定先	当社の従業員 2名 5,000株

## 2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の中長期的な企業価値の向上に対する従業員の意識と貢献意欲を高めることを目的として、近年、期待予想値を超え多大な業績貢献を果たした従業員2名(以下「対象従業員」という。)に対し、賞与における金銭報酬に加え、総数5,000株の譲渡制限付株式報酬を付与することとし、本日開催の取締役会において、本自己株式処分をすることを決議しました。

対象従業員は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分に伴い、各対象従業員との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。なお、譲渡制限付株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

## 3. 割当契約の概要

## ① 譲渡制限期間

2024年12月6日～2024年12月19日(14日間)

上記に定める譲渡制限期間(以下「本譲渡制限期間」という。)において、対象従業員は、当該対象従業員に割り当てられた譲渡制限付株式(以下「本割当株式」という。)につき、譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません(以下「譲渡制限」という。)

## ② 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役その他の役員又は従業員の地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除します。ただし、対象従業員が譲渡制限期間中に定年(ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了。)、死亡その他当社が正当と認める理由により当社又は当社の子会社の

取締役、執行役その他の役員又は従業員の地位を喪失した場合、譲渡制限期間満了時点をもって、本割当株式の全てにつき、譲渡制限を解除します。

③ 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象従業員が上記②の事由により地位を喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

④ 株式の管理に関する定め

本割当株式について、譲渡制限期間中の譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないよう、対象従業員は、SMBC日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合(当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以下「組織再編等承認時」という。)であって、かつ、当該組織再編等に伴い対象従業員が当社の取締役及び執行役員若しくは従業員のいずれの地位からも退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、本割当株式の全てにつき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

また、組織再編等承認時には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、忖意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日(2024年10月10日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,110円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上